



国 監 告 第 3 号

定 期 監 査 結 果 の 公 表 に つ い て

地方自治法第199条第9項の規定により、令和元年度
第3回定期監査の結果を別紙のとおり公表します。

令和2年2月25日

国立市監査委員 伯 道 夫

国立市監査委員 藤 田 貴 裕

令和元年度第3回定期監査報告書

1. 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項、並びに国立市監査委員条例第2条の規定に基づく定期監査

2. 監査の対象部局

子ども家庭部 児童青少年課、施策推進担当、待機児童対策・調整担当、子育て支援課

3. 監査の範囲

平成31年4月1日から令和元年12月31日までの財務に関する事務の執行及び業務の管理運営状況

4. 監査の期間

令和元年12月2日（月）～ 令和2年2月25日（火）

5. 説明等聴取及び実査日

令和2年2月4日（火）、2月5日（水）

6. 監査の主眼

- (1) 事務事業の執行に当たっては、能率的、効率的に行われ改善すべき点はないか。
- (2) 組織は簡潔で合理的なものとなっているか。
- (3) 事務の執行は法令等に従って適正に行われているか。
- (4) 社会経済情勢の変化に合致しない制度が存在しないか。
- (5) 事務事業の実態が形骸化していないか。
- (6) 事務分掌、職員配置が適正であるか。
- (7) 予算の執行が適正であるか。
- (8) 財務事務が適正に処理されているか。
- (9) 業務が円滑に執行されているか。
- (10) 各契約事務が適正であるか。
- (11) 前渡金の管理が適正であるか。
- (12) 郵券類の管理が適正であるか。
- (13) 公印の使用・管理が適正であるか。
- (14) 個人情報の管理が適正であるか。
- (15) 備品の管理が適正であるか。

(16) 庁用車の運行・管理が適正であるか。また、ガソリン給油カードの管理が適正であるか。

7. 監査の方法

財務に関する事務の執行及び業務の管理運営が関係法令に基づき、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、関係書類を審査し担当職員から説明を聴取して通常実施すべき監査手続きにより実施した。

8. 監査の結果

今回の監査は、子ども家庭部児童青少年課、施策推進担当、待機児童対策・調整担当及び子育て支援課を対象に、平成31年4月1日から令和元年12月31日までの財務に関する事務の執行及び業務の管理運営状況について実施した。

その結果、法令等に基づき概ね適正に執行されているものと認められた。

しかし、一部に改善及び検討を要する事項などが見受けられたことから、次のとおり指摘事項及び要望事項として記すので対応されたい。

<指 摘 事 項>

(1) 児童青少年課

①職員の時間外勤務について

各保育園職員の11月分の出勤簿及び時間外勤務命令簿を確認したところ、一部で時間外に業務を行っているにもかかわらず、超過勤務申請がされていないケースが見受けられた。

必要な時間外勤務については、保育園長より時間外勤務命令を受けてから業務にあたり、超過勤務申請などの必要な手続きを取るよう徹底されたい。

②嘱託員、臨時職員の勤務状況について

嘱託員及び臨時職員の11月分の出勤状況を確認したところ、勤務実績簿とタイムカードの打刻時間が不整合となっているものが散見された。勤務実績簿の勤務時間や実働時間などの記入誤りによるものであったが、そのために報酬等の支払いに過不足が生じている状況が確認された。

事務処理に時間的な余裕がないことも一因であるが、勤務実績簿は報酬等の支払根拠となることから、勤務実績簿作成時はもとより、支払いの決裁時などそれぞれの段階において、確実にチェックが働く体制を整えられたい。

③保守点検委託の支出時期について

西児童館エアコン保守点検委託で、請書及び仕様書の支払条件は「検査完了後」、「履行期間満了後」となっているにもかかわらず、契約期間（履行期限）の「平成32年3月31日」を待たずに、7月に業者からの請求に基づき一括で支出していた。さらに、10月には契約変更を行い、消費税率改定分を追加で支出していた。

支出するにあたり総務課契約係に確認したとのことであったが、書類上では契約期間途中の一括支払い及び消費税率改定分の追加支払いができる根拠の記載はなかったため、特別な事情がある場合は記録に残すよう改善されたい。

＜ 要 望 事 項 ＞

(1) 児童青少年課

①修繕等契約の請書について

学童保育所維持管理費の修繕等の契約決裁を確認したところ、主管課で契約した修繕契約 2 件及び委託契約 1 件で、契約番号は取得していたものの、請書には契約番号を記載していなかった。

主管課発注をする際は、契約事務の流れを再確認するとともに、主管課の責任において適切に契約事務を執行するよう徹底されたい。

(2) 子育て支援課

①随意契約の理由について

子ども家庭支援センターの施設維持管理に係る委託契約について契約決裁を確認したところ、随意契約したい旨及び根拠法令の記載はあったものの、随意契約の理由についての記載がなかった。

随意契約は契約行為の中の特例であることを踏まえ、決裁等には随意契約する理由を必ず記載するよう努められたい。

②自転車の管理について

子ども家庭支援センターで管理している自転車を確認したところ、そのうち 1 台のベルに不備があったが修理することなく使用していた。

不備のある自転車を使用することは、使用者のみならず周りにとっても危険となる恐れがあることから、不備が解消されるまでは使用を控えるなど適切に管理されたい。

9. 監査対象部局の概要

(1) 職員配置状況

令和元年 12 月 31 日現在 (単位: 人)

課 名	課長	主幹	課長 補佐	係長	主査	主任	主事	嘱託員	臨時 職員	合 計
児童青少年課 (施策推進担当、待機 児童対策・調整担当含む)	2		4	6	7 (1)	41 (9)	50	123	105	338 (10)
子育て支援課	1			3	3	8	6	23	30	74

※ () 内の数字は再任用職員の数である。

(2) 事務分掌

児童青少年課

保育幼稚園係

- ① 保育事業の計画及び実施に関する事。
- ② 公私立保育園の運営調整に関する事。
- ③ 私立保育園の行政指導に関する事。
- ④ 公私立保育園の設置及び認可の事務に関する事。
- ⑤ 保育所の入所に関する事。
- ⑥ 保育料及び保育所運営費に関する事。
- ⑦ 保育審議会に関する事。
- ⑧ 認証保育所、地域型保育事業等に関する事。
- ⑨ 認定こども園及び私立幼稚園に関する事。
- ⑩ 部課内の庶務及び調整に関する事。

保育園

- ① 公立保育園の管理運営に関する事。

児童青少年係

- ① 児童館の管理運営に関する事。
- ② 学童保育所の管理運営に関する事。
- ③ 学童保育所の入退所に関する事。
- ④ 学童保育所育成料に関する事。
- ⑤ 子ども総合計画等に関する事。
- ⑥ 放課後子ども教室に関する事。
- ⑦ 青少年関係地域諸団体の育成、指導及び助成に関する事。
- ⑧ 青少年施策に伴う調査研究及び啓蒙宣伝に関する事。
- ⑨ 青少年の指導者養成及び研修に関する事。
- ⑩ 家庭教育学習会に関する事。
- ⑪ その他青少年の健全育成に関する事。

子育て支援課

子育て支援係

- ① 児童に係る各種手当に関する事。
- ② こどもの医療費の助成に関する事。
- ③ ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事。
- ④ 子ども及び子育てに係る総合相談支援及び連絡調整に関する事。
- ⑤ 妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付に関する事。
- ⑥ 児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活支援施設入所に関する事。
- ⑦ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく個別援護に関する事。

- ⑧ その他ひとり親福祉に関する事。
- ⑨ 地域子ども・子育て支援事業に関する事。
- ⑩ 課内の庶務及び調整に関する事。

子ども家庭支援センター

- ① 子ども家庭支援センターの管理運営に関する事。
- ② 子ども家庭支援センター運営協議会に関する事。
- ③ 子育て広場事業の調整に関する事。
- ④ 子ども家庭在宅サービスに関する事。
- ⑤ 児童相談所との連絡調整に関する事。
- ⑥ ファミリー・サポート・センターの管理運営に関する事。
- ⑦ 子ども家庭支援ネットワーク連絡会に関する事。

子ども保健・発達支援係

- ① 小児に対する予防接種の実施に関する事。
- ② 小児に対する予防接種健康被害者年金等の支給に関する事。
- ③ 母子保健に関する事。
- ④ 特定不妊治療に関する事。
- ⑤ 子どもの発達支援に関する事。
- ⑥ 子どもの発達支援に係る連絡調整に関する事。

以上